

熊本県公報

号外 第 18 号
平成 16 年 3 月 31 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例の一部を改正する条例…(人 事 課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 上天草市の設置に伴い市町名を改めることとした。
- 2 市町村合併により市町村の名称及び地域区分の変更を生ずる場合に、従前の費用弁償の額を適用するため、別表に備考を加えることとした。
- 3 この条例は、平成 16 年 3 月 31 日から施行することとした。

条 例

熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 36 号

熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例（昭和 28 年熊本県条例第 11 号の 2）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

阿蘇郡蘇陽町 上益城郡清和村 八代郡坂本村 泉村 天草郡大矢野町
人吉市 水俣市 本渡市 阿蘇郡南小国町 小国町 産山村 波野村 芦北郡 球磨郡五木村 球磨村 天草郡松島町 有明町 姫戸町 竜ヶ岳町 御所浦町 倉岳町 栖本町

を

上天草市大矢野町 阿蘇郡蘇陽町 上益城郡清和村 八代郡坂本村 泉村
人吉市 水俣市 本渡市 上天草市松島町 上天草市 阿蘇郡南小国町 小国町 葦北郡 球磨郡五木村 球磨村 天草郡有明町 御所浦町

姫戸町 上天草市龍ヶ岳町
産山村 波野村

倉岳町 栖本町

に改める。

別表第3に備考として次のように加える。

備考 この表の議員の居住する地域の区分欄に掲げる名称は、平成16年3月31日においてそれらの名称を有する市町村の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附 則

この条例は、平成16年3月31日から施行する。